

東拘発第2102号

令和元年12月11日

臨時報告第10号様式

矯正局長

殿

東京矯正管区長

東京拘置所長

自殺事故報告（刑事施設）

令和元年10月8日（火）午前6時57分頃、当所管下松戸拘置支所（以下「松戸支所」という。）において、[REDACTED]（単独室）に収容されていた男性刑事被告人（以下「事故者」という。）が

事故の概要

[REDACTED], い首しているところを同棟巡回勤務職員が発見したため、直ちに、同職員が非常ベル通報を行い、同時に58分頃、同通報により駆け付けた監督当直者ほか数名の職員により、事故者に対して救命措置を講じるとともに救急車の要請を行い、同7時37分、外部医療機関に救急車で緊急搬送したものの、同月9日（水）午後4時48分、同医療機関の医師により事故者の死亡が確認されたもの。

なお、本件事故の発見時、[REDACTED]

事実が判明した。

事故の状況

1 発生年月日
2 発生時刻
3 場所
4 方法

1 令和元年10月8日（火）

2 午前6時57分頃

3 松戸支所 [REDACTED]（単独室）

4 [REDACTED]

5 経緯

(1)

い首したもの。

(2)

なお、事故者の最終生存確認は、同月 8 日午前 6 時 30 分頃、事故者が同室内において、[REDACTED] ところを同棟巡回勤務職員看守部長 [REDACTED] が確認しているものの、[REDACTED] 同棟巡回勤務職員 [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) は、本来であれば、全居室を巡回視察すべきところ、事故者がい首している状況を現認した同時 57 分までの 27 分間、[REDACTED]

[REDACTED] 、事故者居室の巡回視察を行わなかった。

(3) 同月 8 日午前 6 時 57 分頃、[REDACTED] が、同棟 [REDACTED] を巡回し、事故者居室を視察したところ、事故者が [REDACTED]

[REDACTED] のを発見したため、直ちに非常ベル通報した。

(4) 同時 58 分頃、同非常ベル通報により駆け付けた監督当直者ほか数名の職員が、事故者の居室を開扉して入室し、事故者の [REDACTED] 、事故者をその場に仰向けにさせ、事故者に呼び掛けを行うも返答がなく、[REDACTED] 、脈も確認できなかつたため、直ちに胸部圧迫による心臓マッサージを開始し、また、事故者に対し AED を使用したものの、[REDACTED] 、同心臓マッサ

		<p>ージを継続するとともに救急車を要請した。</p> <p>(5) 同7時7分、救急車が松戸支所に到着し、同時26分、救急車が松戸支所を出発し、同時37分、[REDACTED]に到着した。</p> <p>(6) [REDACTED]に到着後、[REDACTED]において、事故者の救命措置が実施され、同8時50分頃、同医療センター医師が事故者に対し、点滴、酸素給与及び心肺蘇生を継続したものの、[REDACTED]との所見が示されたことから、同9時、[REDACTED]。</p> <p>(7) 同月9日(水)午後4時48分、[REDACTED]医師により、事故者の死亡が確認された。</p> <p>(8) 同時58分、千葉地方検察庁松戸支部へ、同5時、千葉地方裁判所松戸支部へ、同時5分、松戸警察署へそれぞれ連絡した。</p> <p>(9) [REDACTED]、千葉地検松戸支部検察官[REDACTED]ほか1名による遺体の司法検視を実施し、平行して行政検視を実施した結果、事件性を認める外傷等がないため、[REDACTED]との判断がなされたことから、[REDACTED]</p>
	6 使用器具	6 [REDACTED]
	7 逮捕制圧等の状況	7 該当事項なし
	8 事故による犯罪	8 該当事項なし
	9 その他の	9 該当事項なし
事	1 事故者の種別	1 自殺した被収容者
	2 身分	2 刑事被告人

故 者	3 氏 名 4 生 年 月 日 5 事 件 名 6 刑 名 ・ 刑 期 7 入 所 日 8 刑 の 終 了 日 9 犯 数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本 籍 13 住 所 14 要注意者指定の有無 15 そ の 他	3 4 5 6 該当なし 7 8 該当なし 9 10 該当なし 11 12 13 14 15 該当なし
職 員 の 状 況	1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況	1 事故発生時間帯の居室棟巡回は、巡回勤務職員 [REDACTED] を配置し、内規に定められた 20 分に 1 回以上の巡回視察を行うよう指示していたが、[REDACTED] を検証した結果、事故者居室に対する同棟巡回勤務職員による巡回視察が、27 分間実施されていなかった。 2 監督当直者 1 名が適宜巡回を行っており、本事故発生時は、監督当直者が、全収容棟を 2 回巡回していた。 3 同棟巡回勤務職員 ([REDACTED]) については、[REDACTED] につき、職責審査に付し、問責する予定である。
事 態 収 拾 の 措 置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼	1 支所長以下 12 名が非常登庁した。 2 事故者を同医療センターへ救急搬送するため、戒護職員 3 名を配置し、同 3 名を引き続き病院移送勤務とした。 3 該当なし。 4 救急車の要請を認知した千葉県警察松戸署署員 3 名が救急車とともにパトカーにて松戸支所へ来所し、事故現場の特定、現場検証及び当日の勤務職

		員に対し、発見したときの状況等について事情聴取がなされた。
事故の原因・動機	1 事故者の動機 2 施設側の欠陥	1 [REDACTED] 2(1) 就寝時間帯等における巡回については、平成28年12月19日付け所長指示第53号「仮就寝時間帯及び就寝時間帯における被収容者等の動静を把握するための巡回視察について」に基づき、おおむね20分に1回以上の巡回視察を行わなければならないところ、規定の時間内（おおむね20分間）に [REDACTED] が認められた。 (2) [REDACTED]
事故者に対する措置	1 懲罰 2 事件送致	1 該当なし。 2 該当なし。

改善事項	1 改善した事項	<p>1 職員研修の実施</p> <p>(1) 令和元年10月8日（火）から同月11日（金）までの間、松戸支所統括矯正処遇官（処遇担当。以下「同統括」という。）が、処遇部門職員に対し、本件事故の概要を説明した上で、適正な巡回勤務を徹底するよう職務研究会を実施した。</p> <p>(2) 同月11日（金）、処遇部長が、松戸支所職員に対し、本件自殺事故に鑑み、保安意識の覚醒、適切な職務の執行等に係る研修を実施した。</p> <p>(3) 同年11月11日（月）から同月15日（金）までの間、同統括が、松戸支所処遇部門職員に対し、夜間居室棟の勤務の留意する点等について、研修を実施した。</p> <p>2 支所長指示の発出</p> <p>(1) 令和元年10月10日付け支所長指示第52号「自殺事故の防止」を発出し、適正な巡回視察及び被収容者の動静視察の徹底を指示した。</p> <p>(2) 同月18日付け同指示第54号「適正な夜間巡回について」を発出し、被収容者の動静把握という本来の巡回目的を達成するため、巡回視察時間の遵守のみならず全居室を巡回視察することを指示した。</p> <p>(3) 従前では、平成29年3月27日付け支所長指示第8号「巡回視察及び夜間巡回監視システムの運用について」に基づき、20分に1回以上の巡回記録がなされていなかった場合に限り、居室棟廊下に設置されたビデオカメラの録画映像を検証していたところ、同月23日付け支所長指示第56号「巡回経路に係るビデオ検証について」を発出し、監督当直者等が毎日、勤務職員が適正な巡回を行っているかを同ビデオカメラで確認するよう指示した。</p>
	2 改善すべき事項	該当事項なし

その他参考事項	取材等について	<p>令和元年 10 月 10 日（木），千葉県警本部記者クラブ幹事社 3 社宛てに，本件事案について公表を行ったところ，共同通信，時事通信，読売新聞，毎日新聞，朝日新聞，千葉日報，テレビ朝日，ちばテレビ及び NHK の 9 社から取材があった。</p> <p>なお，新聞報道は，同月 11 日（金），千葉日報（朝刊）及び同日付けスポーツニッポンの 2 社である。インターネット記事による報道はなされなかった。</p>
---------	---------	---